

全国ダイバーシティネットワーク組織東京ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織東京ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、ダイバーシティに関する課題や取組内容・グッドプラクティス等の情報共有、意識啓発を推進してダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図るとともに、ブロック会議やセミナー等を開催し、東京ブロックネットワーク参画機関数の増大を図り、全国ネットワークの構築に貢献する。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 幹事大学等の東京農工大学、東京大学及びお茶の水女子大学の理事又は副学長相当の者各1名
 - (2) 別表に掲げる機関（参画機関）の理事又は副学長相当の者各1名
 - (3) その他ブロック会議が必要と認めた者
- 2 前項の委員の任期は2024年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回以上開催する。

(事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2018年12月20日から施行する。

【参考】

※第3条第1項第1号及び第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員

別表（第3条関係）

国立大学法人	東京医科歯科大学(19/1/29)、電気通信大学(19/2/6)、東京藝術大学(19/2/13)、東京海洋大学(19/3/5)、東京外国語大学(19/3/19)、東京学芸大学(19/4/5)、東京工業大学(19/6/3)
公立大学	首都大学東京(19/3/26)
私立大学	学校法人東京女子医科大学(19/1/24)、津田塾大学(19/3/5)、学校法人東京理科大学(19/3/7)、実践女子大学・実践女子大学短期大学部(19/3/13)、東京女子大学(19/3/18)、東洋大学(19/3/28)、学校法人拓殖大学(19/4/1)、日本女子大学(19/4/16)、国際基督教大学(19/4/17)、早稲田大学(19/4/18)、学校法人帝京大学(19/4/18)、東京医科大学(19/4/24)、学校法人順天堂(19/5/14)、東海大学(19/5/22)、杏林大学(19/5/23)、東邦大学(19/5/31)、日本大学(19/7/25)、法政大学(19/7/31)、学校法人日本医科大学(19/10/1)、学校法人五島育英会 東京都市大学(19/10//1)、昭和女子大学(19/12/12)、創価大学(20/2/7)
公的機関	宇宙航空研究開発機構(19/3/7)、首都圏産業活性化協会(19/3/18)、情報・システム研究機構(19/9/5)、国立高等専門学校機構(20/1/21)
企業	

※()内の日付は正式参画日